様式第１号（第２条関係）

熊谷市空き家等除却補助金不良住宅等審査依頼書

　　　年　　　月　　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（申請者）住　　所

氏　　名

電話番号

熊谷市空き家等除却補助金の不良住宅等に関する規程第２条の規定により、次のとおり審査の申し込みをします。

なお、審査にあたり、熊谷市職員が当該住宅の敷地に立ち入ることについて、承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 | 熊谷市 |
| 建物の所有者 | 氏名 |  | 申請者からみた続柄□本人・□配偶者・□親・□子・□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 住所 | 〒 |
| 建築年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 空き家になった時期 | 年　　　月　　　 |
| 規　模 | 延べ面積　　　　 ㎡　・　階数　　　階 |
| 用　途 | □専用住宅　　　□併用住宅　　　□その他（　　　　　　） |
| 現在の状況 | （例：居間の床が落ちている、雨漏りがする等） |
|  |
|  |
| 備　考 |  |
|  |

（添付書類）

⑴　空き家不良度セルフチェックシート

⑵　建物の全部事項証明書（発行されてから３か月以内のもの）

　⑶　前号の書類がない場合は、納税通知書又は空き家等の所有権を証明するもの

　⑷　その他市長が必要とするもの（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

空き家不良度セルフチェックシート

申請者氏名

住宅の所在地

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | 評点 | 最高評点 | 評点結果 |
| 構造一般の程度 | ⑴基礎 | ア　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | 10 | 25 |  |
| イ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | 20 |
| ⑵外壁 | 外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど） | 15 |
| 構造の腐朽又は破損の程度 | ⑶基礎、土台、柱又ははり | ア　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 25 | 100 |  |
| イ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50 |
| ウ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 100 |
| ⑷外壁 | ア　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 10 |
| イ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | 20 |
| ⑸屋根 | ア　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの | 15 |
| イ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの | 25 |
| ウ　屋根が著しく変形したもの | 50 |
| 防火上又は避難上の構造の程度 | ⑹外壁 | ア　延焼のおそれのある外壁があるもの | 10 | 25 |  |
| イ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの | 20 |
| ⑺屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | 10 |
| 排水設備 | ⑻雨水 | 雨樋がないもの | 10 | 10 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 評点の合計 | 　　　　点 |

**備考**　1の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。